

税の優遇措置について

当法人は寄附金の税額控除適用法人として証明されており、当法人への賛助会費や寄附金は税の優遇措置を受けることができます。

税額控除を受けられる方は、払込取扱票に「税額控除」とご記入下さい。

●個人の場合（税額控除か所得控除のいずれかを選択）

・「税額控除」適用の場合

$$\text{（寄附金額} - 2,000\text{円）} \times 40\% = \text{税額控除額}$$

※寄附金額が総所得の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※控除額は所得税額の25%が限度となります。

・「所得控除」適用の場合

$$\text{（寄附金額} - 2,000\text{円）} \times \text{所得税率} = \text{所得税控除額}$$

※総所得額の40%が限度となります。

●個人住民税の寄附金税額控除

$$\begin{array}{l} \text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{市民税} 6\% \\ \text{県民税} 4\% \end{array} \right. \\ \text{※総所得金額の} 30\% \text{を限度とします。} \end{array}$$

年末調整では控除できません。

確定申告の際、払込証明書又は当法人から送付する寄附金受領証明書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

●法人の場合

法人税における優遇措置（法人税法施行令第77条第1項第3号）

法人への寄附金等については、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、これと同類の範囲内で損金算入をすることができます。

詳細についてはお住まいの市町村、税務署の窓口にお尋ね下さい。